

福岡市個人情報保護審議会 様

実施機関名 福岡市長 高島 宗一郎  
( 市民局総務部区政課 )

個人情報の公益上の取扱いについて (諮問)

個人情報の公益上の取扱いについて、次のとおり諮問します。

根 拠 規 定	福岡市個人情報保護条例【第10条 第2項 第6号】
取 り 扱 う 個 人 情 報 の 記 録 の 名 称	住民基本台帳の一部 (氏名, 生年月日, 性別, 住所)
収 集 先 , 提 供 先 , 結 合 の 相 手 方	国又は地方公共団体 (自衛隊福岡地方協力本部)
取 扱 い の 概 要	<p>これまで国又は地方公共団体からの住民基本台帳閲覧請求については、住民基本台帳法第11条の規定に基づき、福岡市の全市民が記載された住民基本台帳記載事項のうち、氏名、生年月日、性別、住所 (以下「住民基本情報」という。)を閲覧させ、書き写しによる情報提供を行ってきた。</p> <p>現在、自衛隊においては、自衛隊法第29条第1項及び第35条による自衛官等募集事務として、対象者に募集案内を行うため、毎年度、各区役所で閲覧を行い、対象者の住民基本情報を書き写している。</p> <p>自衛官募集事務については、自衛隊法第97条で、地方公共団体の法定受託事務と定められており、自衛隊法施行令第120条で、防衛大臣は必要な報告又は資料の提出を求めることができると規定されている。こうした法令等に基づき、住民基本情報の提供について、毎年、防衛大臣名の協力依頼文を受理しており、これまで、現在のシステムには、抽出機能がなく、対応できないことを説明してきた。</p> <p>令和2年1月に住民記録システムの刷新を行ったことに伴い、必要とする対象者を抽出し、名簿を作成できる抽出機能が備わったことから、次のような見直しを検討した。</p> <p>&lt;個人情報の観点から&gt;</p> <p>住民基本台帳の閲覧申請があった場合には、全市民の住民基本台帳を閲覧させるのではなく、必要な対象者を抽出した名簿を作成し、閲覧させることが、個人情報保護の観点からも望ましい。</p> <p>&lt;事務効率の観点から&gt;</p> <p>請求者が必要とする名簿そのものが、この抽出機能を活用し、作成可能な場合においては、複写などにより紙媒体等で提供することができれば、請求者側の事務の効率化につながるとともに、職員の立会いが不要となることや、間違った情報を書き写していないかチェックする必要がなくなることから、福岡市にとっても、事務の効率化につながる。</p> <p>【諮問①】 これまで、住民基本台帳の閲覧により住民基本情報を提供してきたこと、書き写しのために立会いを行う区役所職員の事務の効率化が図られること、自衛隊は、災害が発生した際の救援活動など安心して生活するうえで欠かせない存在であり、法定受託事務を担う自治体ができる範囲での協力を行うことは当然であることなどから、対象者の情報を紙媒体等で提出することは、公益上の必要があると考えており、提供については、紙媒体又は電磁的記録による提出を行ってよろしいか諮問するもの。</p>

	<p>【諮問②】法律上、明確に提出を義務づけている規定等のあるものについては、福岡市個人情報保護条例第10条第2項第1号で提供が可能であるが、直接的な法令等ではなく、自衛官募集事務のように「法令で定める事務の遂行のために必要である場合」については、今後、国又は地方公共団体から、住民基本台帳の閲覧請求があり、必要とする名簿そのものが、この抽出機能を活用し、作成可能な場合に、紙媒体等で情報提供することについては、行政事務の効率化等の観点から公益上必要があるものとして個人情報の目的外利用が認められるのかについて諮問するもの。</p>	
取り扱う個人情報の記録項目	1 氏名	6
	2 生年月日	7
	3 性別	8
	4 住所	9
	5	10
取扱期間	申請時	
<p>その他審議の参考となるべき事項</p> <p>〔過去の経緯、関係課の意見等〕</p>	<p>平成26年10月7日付内閣衆質187第2号内閣総理大臣答弁書の中で、「自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第120条の規定により自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要な資料を市町村の長が自衛隊地方協力本部に提出することは、これらの規定に基づいて遂行される適法な事務であり、住民基本台帳法上に明文の規定がないからといって、特段の問題を生ずるものではないと考える。」との見解が示されている。</p>	